

広聴の方法	性別	年代	地区	件名	キーワード	内容	対応	担当部	担当課	性質	基本方針	基本施策	市政への反映度
HPメール	女		市外	ヘルプマーク	福祉	私の身内が身体が不自由です。私の住む地方では、ヘルプマーク、と言う、身体が不自由な方を助けるストラップがあります。是非、丸亀市にも導入してください。	お問い合わせをいただきました「ヘルプマーク」についてですが、香川県においても今年度から「ヘルプマーク」を導入し、5月中旬ごろから県施設等の窓口において配布を開始するよう準備を進めております。本市においても県よりヘルプマークが届き次第、市役所本庁（他数カ所を予定）で配布することになります。もしばらくお待ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。	健康福祉部	福祉課	要望	健康に暮らせる	障がい者福祉の充実	実施・改善予定
広聴広報課(来室)	男	30代		家族間トラブル		結婚前、弟と同居していた。結婚を機に弟に出て行ってもらった。弟はお金にルーズでたびたび母や自分に金の無心に来る。断わると暴れて、暴力をふるったり物を壊すこともあった。何度か警察を呼んだこともある。警察では来ても相手にせず、すぐ通報するようアドバイスを受けた。警察の方に早く引越しするようと言われ、市役所で住所の保護をしてもらうことと、引越し費用の貸付制度について教えてもらい来庁した。	住民票の閲覧制限について、市民課より説明。住宅の移転費用の貸付は市役所にはなく、社会福祉協議会にあることをお伝えした。相談者は障がい者(車椅子利用)で、家族は妻と幼い子ども2人。以前、弟より何度か暴力を受けており、家族に被害が加わることを恐れている。障がい者虐待の可能性があるため、福祉課にて状況の聞き取りをしてもらう。DVの場合、緊急に市営住宅に入居できるよう対応しているが、今回の場合はDVとは認定できないため、市営住宅への入居は難しい。(住宅課に確認済)移転先が見つかったら、社会福祉協議会の移転費用貸付の手続きについて、手伝うので連絡して欲しいとお伝えした。	健康福祉部	福祉課	質問	健康に暮らせる	障がい者福祉の充実	説明
市民相談室(電話)	男	70代		車椅子		現在、使用している車椅子が故障して動かなくなった。福祉課で支給してもらうよう頼んだが、介護保険が優先すると言われた。介護保険のレンタルの車椅子はどれも自走式ではなく、自分が希望している車椅子はなかったため、再度福祉課にお願いしたがダメだといわれ納得がいかない。福祉課の担当者に回答を求めているが2日経っても連絡がない。	65歳以上の方は介護保険が優先される。既製品では対応できないような車椅子でないと危険な方の場合、福祉から支給される。使用中の車椅子は既製品だった記憶があるので、介護保険のレンタルでお願いします。詳しい内容は福祉課から連絡してもらったこととした。→福祉課に確認。県の福祉課にも確認し、支給対象外と聞いているとのことだった。相談者が現在使用している車椅子はホームセンターなどで販売しているような車椅子とのこと。	健康福祉部	福祉課	苦情	健康に暮らせる	障がい者福祉の充実	実施困難
広聴広報課(電話)	女			宇多津町角山プール	福祉	先日、宇多津町の角山プールに久しぶりに行った。以前は、身体障害者手帳を見せると入場料金が無料だったが、宇多津町、坂出市の住民以外はお金が必要と言われた。納得できないので説明を求めたところ、平成25年1月1日から変更になった。丸亀市は負担金を出していないので、宇多津・坂出以外の障がい者は対象外であると言われた。丸亀市は負担金を出すような考えはないのか。またそのように勝手に制度を変更してもいいのか。	角山プールは角山環境センターの可燃ごみの排熱を利用したプールなので、宇多津・坂出市のゴミを集めて処理しているため、ゴミ処理施設がある丸亀市がそちらに負担金を出すことは考えられない。他市の市営プールでは、障がい者割引をしているプールも多くあるようなので、そちらを利用するのもいいかもしれない。多度津は100円割引である。角山温水プールは、坂出、宇多津広域事務組合が運営しており、制度の見直しなど話し合いによって決定していると思う。また制度が変更になる前は、利用者に必ず周知しているはずである。お話を伺うと、平成25年以前に利用していた後、5年以上利用していないとのことだった。広域事務組合の説明に納得していない様子だったが、丸亀市は負担金を出さないことについてはご納得いただいた。	他団体又は個人的なこと		質問	健康に暮らせる	障がい者福祉の充実	説明

広聴広報課（電話）	女		図書館の障がい者用駐車場	図書館	腰痛で狭窄症の疑いがあるということで通院している。よく図書館を利用しており、病気のため障がい者用の駐車場を利用している。身体障害者手帳などは交付されておらず、車にも障がい者を示すステッカーなどは貼っていない。いつも事情を話して停めているが、今日対応した男性職員にとてもきつく言われた。通院歴や通っている病院などをいちいち言わないとだめなのか。	利用していただくのは構わないと思う。ただ障がい者用の駐車場なので、何らかのマークを自動車に貼っていただくのがいちばんいい。（本人は貼りたくないとのこと）職員の聞き方に問題があったということなので、図書館に伝えておく。	教育部	図書館	苦情	健康に暮らせる	障がい者福祉の充実	参考意見として供覧
広聴広報課（電話）	女	市外	丸亀市に居住する弟		50代の弟が実家のある丸亀市で暮らしている。1年半前までは仕事をしていたようだが、元々あまり働く気力のない弟で、両親がなくなってからは家にひきこもっている様子。住宅ローンや税金などを滞納しているらしく、住居はおそらく競売にかけられると思う。近くに住んでいたら様子を見に行けるが遠いためなかなか難しい。今後の生活について、どのようにすればいいか。	暑期中、自宅にこもっているということだったので、何らかの形で市や保健所が接触するように提案したが、それはしたくないとのことだった。生活については、心身の状態にもよるが生活保護の受給も含めて弟さんと相談してみてもどうかとアドバイスした。	健康福祉部	福祉課	質問	健康に暮らせる	障がい者福祉の充実	説明
広聴広報課（電話）	女	城坤	軽自動車税の減免申請について	福祉	2/25に市役所代表電話に連絡し、軽自動車税減免申請について聞きたいと言ったところ、福祉課へ電話が繋がれた。福祉課で話すと、税務課だと言われたため、再度、税務課に連絡した。その時電話に出た職員に、県税事務所が担当だと電話番号を教えられ県税事務所に連絡をするも、軽自動車検査協会だと言われた。また軽自動車検査協会に連絡をしたが、手続きは市役所の税務課だと言われた。2/26に税務課へ連絡、事情を説明し手続きの方法はわかったが、たらいまわしにされたように感じてとても腹立たしい。誤って県税事務所の電話番号を教えた職員から謝罪して欲しい。	税務課で確認したところ、福祉課から税務課に転送された事実はなく県税事務所の電話番号をお伝えしていなかった。福祉課で確認すると、相談者からは何度か連絡を受けており、そのたびに内容をお伺いし説明をしている。購入する自動車も決まっていないということだったので、取得税の手続き場所である県税事務所の電話番号を伝えていた。相談者は税務課の職員から県税事務所へ連絡するよう言われたと言っていたが、2/25には税務課とは話をしておらず、相談者の記憶も混在しているように思う。お話を伺いすると、購入する自動車は中古軽自動車でも価格は50万円未満のため、取得税はかからず、税務課での手続きのみであることがわかった。取得税は県税事務所や軽自動車検査協会だという判断は誤っていないが、もう少しお話を聞いたほうがよかったかもしれない。またHPでは手続き場所の記載がない（取得税は普通車は県税事務所、軽自動車は軽自動車検査協会）、また障がい者減免の申請についての記載は、税金には記載があるが、福祉のHPには記載がない。修正することを税務課、福祉課へ依頼。今後、このようなことのないように気をつけたい旨をお伝えしたが、納得を得られず、文書でお詫び、改善点をご案内することとする。	健康福祉部	福祉課	苦情	健康に暮らせる	障がい者福祉の充実	実施・改善予定

HPメール	男		岡田	障害者への支援について	福祉	座右の銘に「真理は弱者の側に有り」実に美しい言葉ですが実際に行っている行政は、障害者に厳しい行政氏政局、教育委員会の障害者雇用の水増し宇多津町の様な明確な都市計画の作成と住民にわかり易いホームページへの掲載が出来てなく、まるで将来のビジョンが解り難い行政まんのう町に比べ書害者へのサービス、制度の不備やはり革新系の市長ではダメですか	本市の障がい者施策につきまして、行き届いていない点がありますことをお詫び申し上げます。今後も障がいのある人がくらしやすい丸亀市となるよう、財政の可能な限り、市独自の施策の見直しを図っていくと同時に、分かりやすい情報発信を心がけてまいります。また、障がい者の雇用を進め法定雇用率の達成に努めていきたいと存じます。これからも全ての方が安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、ご指摘のありました課題が少しでも改善できるよう図ってまいります。今後とも本市行政へのご理解、ご協力をよろしくお願い致します。	健康福祉部	福祉課	苦情	健康に暮らせる	障がい者福祉の充実	参考意見として供覧
市民と市長の談話室	女	50代	富熊	障害をもつ子供	福祉	20歳になる娘は発達障害、脳脊髄液減少症、解離性障害をもっている。以前、脳脊髄液減少症について、広報などで掲載してもらったことは感謝している。いまだに理解されないことが多い。娘は中学生の頃、転落により脳脊髄液減少症を患った。一時は死にたいと考えたこともあるが、現在自分の病やその他のことを知りたいという本人の希望で高松にある放送大学で1年に10回程度勉強している。できるだけ母親である自分が連れ添っているが、メニエールの持病があり、どうしても付き添い等が難しいときは、移動支援(ヘルパー)を利用している。解離性障害があり、授業中に発症することが考えられるため、母が連れ添えないときにはヘルパーに別室で1時間程度待機してもらっていた。このたび移動支援の事業所が変更になり、別室での待機は移動支援として認められないと言われた。聞くところによると、以前の事業所は長年の付き合いから、ボランティアで付き添ってほしいとのことで、事業所が変更になり市に請求があり、初めて判明した。支援員からも待機についても移動支援で認められるとの説明を受けていたので、安心しきっていた。通学に関する移動支援はこれまでどおり可能だということだが、待機についても移動支援を拡大解釈してもらえないか。何かいい方法があれば教えてほしい。	法律で基準が定められており、その範囲で担当が現在、検討していると思う。もし、拡大解釈できる余地があれば可能になると思う。ケース会議などで決定している以上は難しいと考える。個人的には、そのような人に対しては補助していくべきだとも思うが、担当課の回答を待ってほしい。障がい者に対する考え方や対応は時代とともに変化してきている。お子さんのように社会に出たいという気持ちでいろいろなことに挑戦していけば、障がいのある方に、合わせていこうという考え方に変化していくのではないかと。※移動支援について・・・通学などの支援については、教育分野などの合理的配慮の観点から、基本的には移動支援には認めない。(今回のケースでは特別に認めている)余暇活動や社会的参加(地域のお祭り、冠婚葬祭など)は移動支援の利用は可能である。	健康福祉部	福祉課	要望	健康に暮らせる	障がい者福祉の充実	検討中